

資料 1 - 1 那須町防災会議条例

(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 5 号)

改正 昭和 52 年 12 月 24 日条例第 25 号 平成元年 6 月 21 日条例第 24 号  
平成 2 年 6 月 19 日条例第 21 号 平成 4 年 6 月 16 日条例第 24 号  
平成 12 年 3 月 17 日条例第 8 号 平成 24 年 12 月 5 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、那須町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那須町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 栃木県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 栃木県警察の警察官のうちから任命する者
- (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、2 人、2 人、14 人、5 人及び 2 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 第 5 項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 8 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。